

くらし



松くい虫被害に注意 所有する松に対策を



主に海岸保安林などで発生していた松くい虫による松枯れが、近年市内全域で確認されるようになりました。治療方法がなく、一度被害に遭うと夏ごろから葉が赤く変色し枯死します。松くい虫はカミキリ虫を媒介しながら被害を拡散させます。

市では海岸保安林や公園などの松に薬剤散布などの対策を行っています。市民の皆さんも自身が所有する松に対策をお願いします。松くい虫には6月初旬の薬剤散布や11～3月ごろに行う樹幹注入などが効果的です。枯死してしまった松はカミキリ虫が羽化する前の5月末までに処分してください。

問 公園水辺課(☎025-226-3065)

松林に薬剤散布

当日は散布区域に立ち入らないでください。

散布方法	場所	日時	問い合わせ	
地上散布	西海岸公園	5/27(水) 4:00～9:00	中央区役所建設課 (☎025-223-7420)	
	小金公園、河渡中央公園、 花海道東公園	5/28(木) 5:00～9:00	東区役所建設課 (☎025-250-2621)	
	寺尾中央公園	6/3、7/1(水) 5:00～9:00	西区役所建設課 (☎025-264-7680)	
無人へり散布	海岸保安林	◇中央区西船見町～水道町	5/30(土) 4:30～12:00	中央区役所建設課 (☎025-223-7420)
		◆西区青山～四ツ郷屋	5/31(日)～6/2(火) 4:30～12:00	西区役所農政商工課 (☎025-264-7610)
		◆西蒲区越前浜～角田浜	4:30～12:00	西蒲区役所産業観光課 (☎0256-72-8431)
		北区太夫浜～太郎代	6/3(水) 4:30～10:00	北区役所産業振興課 (☎025-387-1385)

※悪天候の場合延期。作業中、◇は市道(海岸道路)、◆は国道402号を規制

市政



看護師・薬剤師・助産師 市民病院職員を募集



- 採用日 令和3年4月1日 ※薬剤師Aは令和2年10月1日
- 試験会場 同病院(中央区鐘木)
- 試験案内・申込書 同病院ホームページに掲載。同病院管理課、市役所本館案内、区役所でも配布
- 各申込期限までに所定の申込書を同病院(☎025-281-5151)へ
※同病院ホームページからも申し込み可

職種	採用人数	受験資格	試験日	申込期限
看護師	50人程度	昭和50年4月2日以降に生まれ、看護師免許がある人(見込み含む)	6/27(土) または28(日)	6/5(金)
			7/4(土) または5(日)	6/12(金)
			7/11(土) または12(日)	6/19(金)
薬剤師A	1人程度	昭和55年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許がある人	1次…6/28(日) 2次…7/18(土)	6/5(金)
薬剤師B	1人程度	昭和55年4月2日以降に生まれ、該当職種の免許がある人(見込み含む)		
助産師	2人程度	昭和55年4月2日以降に生まれ、該当職種の免許がある人(見込み含む)		

健康・医療



新型コロナウイルス感染症 正しく理解し、みんなで難局を乗り越えよう

人権に配慮しよう

新型コロナウイルスに感染した人や医療従事者、家族などに対する不当な差別や誹謗中傷、SNSへの書き込みなど、心ない言動が見聞きされます。**偏見や差別、いじめは絶対にやめましょう。**

問 広聴相談課(☎025-226-1016)

●偏見や差別に当たること

子どもに対するいじめ、
保育園への登園拒否



感染した人の住まい
や勤め先の詮索



SNSでの心ない
書き込み



家族に対する
出勤拒否



医療従事者の入店拒否
やタクシー乗車拒否



●人権に関する電話相談窓口(法務局)

日 月～金曜 8時半～17時15分

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

新型コロナウイルス感染症について正しく理解しよう

- ・感染の多くは「濃厚接触」により起こります。一人一人ができる**手洗い・せきエチケット**などの感染予防対策が大切です。
- ・医療機関では、最大限の感染防止策が取られています。
- ・厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ & A(一般の方向け)」などから正しい知識を手に入れ、誤った情報に惑わされないようにしましょう。



スマートフォンは
こちらから

濃厚接触とは？

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は「距離の近さ」と「時間の長さ」です。必要な感染予防策をせずに手で触れること、対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度)で15分以上接触があった場合をいいます。

問 保健管理課(☎025-212-8194)

新型コロナウイルス感染症 相談窓口

■不安や疑問、一般的な質問など

厚生労働省電話相談室☎0120-565653

(9時～21時。土・日曜、祝日も受け付け)

聴覚に障がいのある人は FAX 03-3595-2756

■症状がある人は相談を

帰国者・接触者相談センター(市保健所内) ☎025-212-8194

(9時～17時。土・日曜、祝日も受け付け)

聴覚に障がいのある人は FAX 025-246-5672

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、一部イベントなどが中止・延期、施設が休館となる場合があります。